

第1回OBD検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会（結果概要）

日 時：令和6年4月24日

場 所：（独）自動車技術総合機構OBD情報・技術センター

参加者：別添のとおり

1. 検査用スキャンツール型式認定関係

以下（1）から（7）までの点について議論し、それぞれ、下線部の内容を型式試験等実施要領に規定する方向で検討中（いずれも継続検討）。

（1）再試験を要する範囲

スキャンツールのソフトウェアに係る変更における再試験の要否については「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領」で判断するが、軽微なソフトウェアの仕様変更が当該要領に影響がないことの証明について、自機工において案を提示すること。

（2）型式認定基準不適合品の市場措置

型式認定基準に不適合の検査用スキャンツールが確認された場合の市場措置等のあり方を定める。（①OBD 検査の結果に影響を及ぼす場合、②及ぼさない場合）

（3）再試験の要否とバージョン番号の関係

再試験の要否をソフトウェアのバージョン番号で管理できること（例：○桁目に変更となった場合には再試験が必要等）が望ましいが、他方で、ソフトウェアアップデートとバージョン番号の関係はツールメーカーごと異なり、これを統一することは困難である。このため、各ツールメーカーは、自社が設定するソフトウェアのバージョン番号のルール（及びそれを踏まえたバージョン番号と再試験の要否の関係）を説明する資料を、機工協へ提出することができるか検討すること。

なお、機工協が再試験を不要と判断したソフトウェアバージョンの変更であっても、ツールメーカーは変更届を機工協へ提出すること。

（4）ソフトウェアバージョンの上位互換性

OS 及びミドルウェアの変更がない限りにおいて、検査用スキャンツールのソフトウェアバージョンは上位互換（即ち、ソフトウェアアップデートにより使用できなくなる機能が生じないこと）でなければならないというルールとしても良いか確認すること。

（5）型式認定を受けた検査用スキャンツールの製作又は販売を停止する場合の措置

型式認定を受けた検査用スキャンツールの製作又は販売を停止する場合、①ツールメーカーは、停止後、○年間のサポートを継続することとし、かつ、②サポート

の〇か月前までにユーザーへ周知しなければならないこととする。

(6) 検査用スキャンツールに関するユーザーへの周知

ツールメーカーは、ソフトウェアのバージョンアップを実施した場合には、①自社のホームページの見やすい場所(原則、トップページとする)にその旨を掲載し、②自社が管理するユーザーのメールアドレスに情報提供する(転売等により管理できていないユーザーはこの限りでない) こととする。

(7) 整備用と兼用の検査用スキャンツールの変更届

整備用と兼用の検査用スキャンツールであって、整備用と検査用が同時起動しない設計となっているものにあっては、整備用スキャンツールに係るソフトウェアの変更に伴う変更届及び再認定試験の要否について、完全分離とする設計内容が個々のケースごとに異なると思われるので、その技術的内容の説明を受けた上で変更届及び再認定試験の必要性について判断すること。

2. Windows10 のサポート終了への対応関係

マイクロソフト社によれば、Windows10 は、2025 年 10 月 14 日をもってサポート終了となる。これを受けて、①OBD 検査システム(利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ、OBD 検査結果参照システム)の対応、②利用者への周知について検討する。(国交省、機構)